

令和8年度青森市省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における地球温暖化対策を推進するため、一般財団法人省エネルギーセンター（以下「省エネルギーセンター」という。）が実施する省エネ最適化診断を受診した事業者等に対し、当該年度の予算の範囲内で省エネ最適化診断に要する費用を支援することにより、当該事業者の脱炭素に向けた取組の推進を図り、もって本市の温室効果ガス排出量の削減に資することを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する事業所において、省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断を受診した事業（当該受診を開始した日及び完了した日が、令和8年4月1日から令和9年2月26日までであるものに限る。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条第1項の規定による申請を行う時点（以下「交付申請日」という。）において、市内に所在していること。
- (2) 交付申請日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- (3) 交付申請日において、市内で1年以上事業を営んでおり、今後継続して事業を営む意思があること。
- (4) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）が、省エネルギーセンターに支払った額とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回までとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助申請者は、令和9年2月26日までに令和8年度青森市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 省エネ最適化診断申込書の写し
- (2) 省エネ最適化診断結果（報告書等）の写し
- (3) 市内で事業を営むことを証する書類の写し
- (4) 補助申請者の市税に係る完納証明書の原本
- (5) 省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付等の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付を決定したときは、令和8年度青森市省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定兼額確定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、令和8年度青森市省エネ最適化診断支援事業補助金不交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第7条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 第6条第2項の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助申請者は、令和8年度青森市省エネ最適化診断支援事業補助金請求書により市長に請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(協力の要請)

第9条 市長は、補助申請者に対して、省エネ最適化診断の内容等に関する調査等への協力を求めることができる。

(様式)

第10条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則に定めるところによる。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年5月1日から実施する。